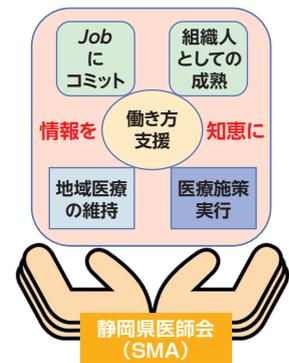


# 勤務医委員会 NEWS (静岡県医師会)

Vol. 11 (2020年7月号)

皆さま、こんにちは。新型コロナウイルス感染症は終焉する気配もなく日常生活の中では「新しい生活様式」への対応が求められています。静岡県医師会でもさまざまな観点での感染症対応に努めながら、必要とされる業務やイベントなどへの対応に日々追われている毎日です。また、それとは別に、2020年5月30日に開催された臨時時代議員会にて新役員の体制（布陣）が定まりました。医療界では感染症の問題だけでなく種々の課題等が山積みの状況下、これからの2年間、新しい体制にて諸活動を展開していきますのでご支援・ご指導のほどよろしくお願ひします。



## (役員の改選)

冒頭で触れたように、静岡県医師会の役員体制がこのたび（2020年6月20日付けで）変わりました。非会員の先生方（特に勤務医の先生方）にしてみると、医師会の組織体制などへの関心はあまりないかも知れません。しかし、国から県に通達される種々の保健医療情報を最初に確認し各医療機関への対応を検討するのが県医師会の役割である現況下、そこに勤務医の代表が深く関わっているか否かは案外重要なことだと考えます。

今回の改選では、紀平幸一会長ほか3名の副会長、11名の理事、3名の監事が選任されました。その中で、副会長の一角に勤務医の代表とも自負している私（小林利彦 浜松医科大学医学部附属病院）を入れていただいたことや、理事に静岡県病院協会から聖隷三方原病院病院長の荻野和功先生と静岡市立静岡病院理事長の宮下正先生を選任いただいたことは、今後、県・県医師会・県病院協会・浜松医科大学との協働を進めていくうえでも有益であると考えます。感染症対応もそうですが、地域医療構想や医師の働き方改革の問題などを含め、勤務医と開業医との良好な関係構築にも努めながら尽力していきたいと思ひます。

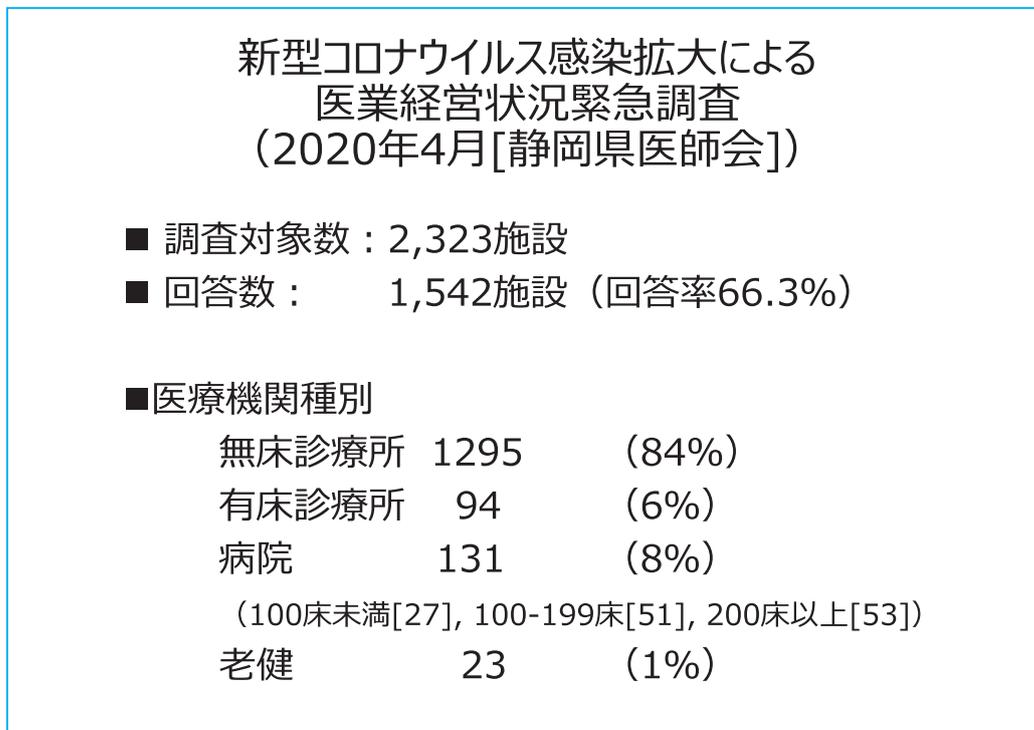
## (新型コロナウイルス感染症に関係する話題)

今回の感染症対応では、現場における医療従事者への感染予防や医療機関のクラスター化を避ける対策等が当初注目されていましたが、一般国民の受診抑制や不急の治療・手術等の延期による医業経営への影響がこれからいよいよ出てくるものと考えます。実際、日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会が合同で行ったアンケート調査（有効回答数1307病院 [2020年5月7日～5月21日]）でも、4月度は病院の外来患者数・入院患者数・手術件数・救急受入件数が大きく減少しており、医業収入は10.5%減（医業費用は1.3%減）、医業利益率は8.6%減という結果でした。また、それらの数値は、東京を含む8つ

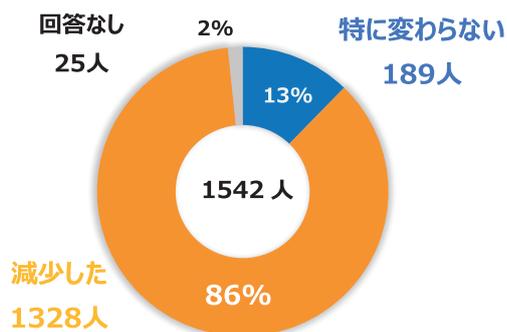
の特定警戒都道府県の医療機関にて特に悪化していたほか、地方でも感染症患者の入院受入病院や一時期病棟閉鎖病院において著しい減少傾向が見られました。

[http://www.hospital.or.jp/pdf/06\\_20200527\\_01.pdf](http://www.hospital.or.jp/pdf/06_20200527_01.pdf)

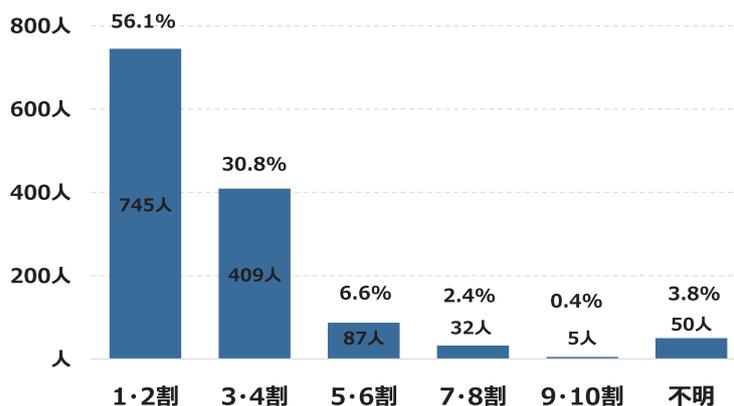
静岡県医師会でもこの問題には早くから注目しており、一早く県内にてアンケート調査を行っていましたので、それについて概要を以下に図示して説明いたします。



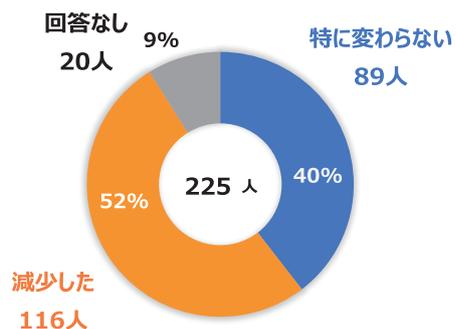
#### [2019年度と2020年度の外来患者数の変化]



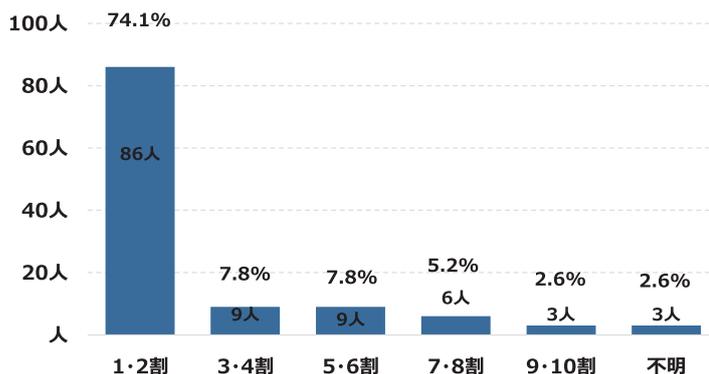
#### 外来患者の減少割合



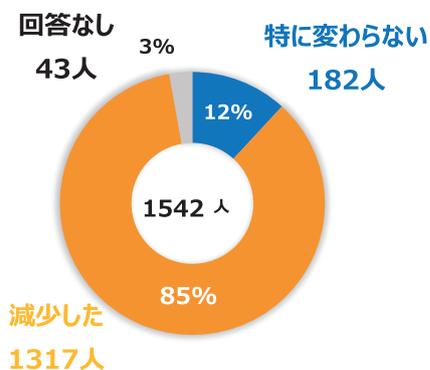
[2019年度と2020年度入院患者数の変化]



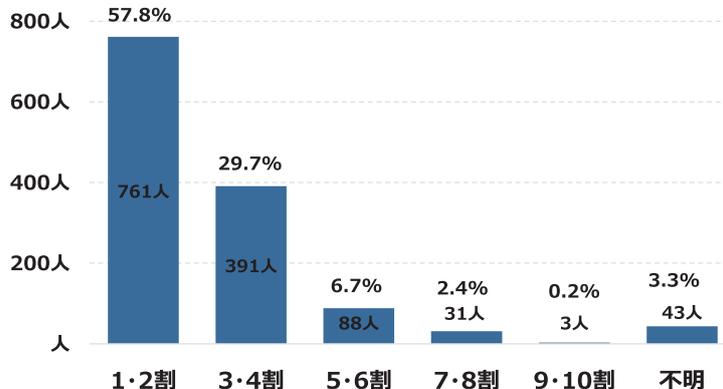
入院患者の減少割合



[2019年度と2020年度の医業収入の変化]



医業収入の減少割合



\* 診療科的には、小児科や耳鼻咽喉科、内科において患者数の減少が目立ちます。  
健診・検診、予防接種などの受診勧奨に向けた取り組みが今後必要になると考えます。

## (国の経済的支援の方向性)

新型コロナウイルス感染症に関連した国からの経済的支援に関しては、一般国民向けの「特別定額給付金」や事業者が労働者に休業手当等を支払うための「雇用調整助成金」がこれまで注目されてきましたが、医療従事者や医療機関に対しても補助金や助成金、給付金等が次々に出されています。国が示す文書はいつも難しく、自身に該当するものがあるのか不明なことも多いですが、医療機関の関係者は国や県から出されている通知文や「Q&A」などに注目して的確な判断を行うことが望まれます。ここでは比較的直近の資料提示に止めますが、分からないことがあれば、県医師会事務局でも回答できることがあるかと思われます。

大きな枠組みとしては、いわゆる診療報酬等での臨時・特例的な支援対応と、その他の交付(金)事業とに分けられるように思います。診療報酬請求に絡んだものには集中治療部門等での特定入院料への反映対応がありますが、交付(金)事業に関しては2020年6月16日付け通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」にその概要が示されています。同事業は「新型コロナウイルス感染症対策事業」や「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」など19種の事業で成り立っており、その中でも最近特に注目されているものが「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」です。これは医療機関の医療従事者・職員向けに国が感謝の気持ちを示す慰労金給付の事業となっており、以下に示すような内容となっています。詳細については是非とも下記のURLを参照下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000641418.pdf>

### 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

**事業目的**

○ 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、

- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
- ② 継続して提供することが必要な業務であること
- ③ 医療機関での集団感染の発生状況から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

**事業内容**

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等<sup>(※1)</sup>に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

**(給付額)**

都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員 <sup>(※2)</sup>	実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合	20万円
※2 対象期間 <sup>(※3)</sup> に10日以上勤務した者であること ※2 一日当たりの勤務時間は問わない ※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する	上記以外の場合	10万円
その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 <sup>(※2)</sup>		5万円

\* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

(※3) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(★)のいずれか早い日(若手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間  
★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

\* ポスター <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000647331.pdf>

## (静岡県医師会としての各種イベント開催ポリシー)

静岡県医師会では、国による5月25日の緊急事態宣言解除や6月19日の都道府県間移動の緩和通知などを参考に、これまで中止・延期してきた各種講演会や研修会等を再開し始めています。実際、7月5日の「静岡県の医療クランクを育てる会」は県医師会館からのweb配信開催としましたが、今後のイベントでは、一定の開催ポリシーを参加者にも提示して実施したいと思っています。以下に現状考えている対策方法(あくまで目安)を提示しますが、静岡県医師会として主催・共催・後援などを行う講演会や研修会での参考にさせていただきたいと考えます。

なお、以下の文書は今後の社会情勢により内容等が変わる可能性もありますが、なるべく近日内に、県医師会のホームページなどで同文書を確認できるように準備いたします。

### 静岡県医師会における研修会等開催のチェックリスト

※本会主催の研修会等は、7月1日より本チェックリストを遵守して開催する。

行事名		担当者	
開催日時	令和 年 月 日( ) : ~ :		
会場		収容人数	
参加者数	人(うち医師 人、 人、 人、 人)		

#### 1. 基本事項

<input type="checkbox"/>	三密(密閉・密集・密接)を避け、「新しい生活様式」を徹底する
<input type="checkbox"/>	参加者の氏名・所属・連絡先を把握する(個人情報の取扱いに十分注意、参加者に対して必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知)
<input type="checkbox"/>	飲食を伴う懇親会は行わない

#### 2. 参加者への依頼事項

<input type="checkbox"/>	体調がよくない場合(発熱・咳・倦怠感などの症状がある場合)は参加を見合わせる
<input type="checkbox"/>	マスク着用、手洗い、咳エチケットの励行
<input type="checkbox"/>	行事終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合に、参加者の氏名・所属・連絡先が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを承知する

#### 3. 開催・運営の対応

<input type="checkbox"/>	座席は1席以上の間隔を確保し、収容人数の半数を上限とする
<input type="checkbox"/>	会場入口に手指消毒剤の設置
<input type="checkbox"/>	参加者の検温実施、もしくは健康状態確認
<input type="checkbox"/>	会場の換気の徹底(入り口ドア、窓など2か所以上を開放する)
<input type="checkbox"/>	不特定多数が接触する場所は、開催前後に清拭消毒を実施
<input type="checkbox"/>	行事開催中も、必要に応じて共用部の消毒を実施
<input type="checkbox"/>	受付には、参加者が距離をおいて並べるよう目印等を設置
<input type="checkbox"/>	産業医研修手帳の受け渡しは行わず、終了時に単位シールを配付
<input type="checkbox"/>	受講料、領収書の受け渡し時は、トレー、手袋を使用し直接の接触は避ける

#### 4. 職員の対応

<input type="checkbox"/>	行事の運営に必要な最小限の出動人数とする
<input type="checkbox"/>	出勤前の検温・体調確認を徹底し、発熱がある場合等は自宅待機とする
<input type="checkbox"/>	マスクを着用し、手洗い、手指消毒を徹底
<input type="checkbox"/>	休憩時間は分散化し、対面での食事、会話を避ける

## (静岡県医師会主催の研修会等の予定)

- ・2020年8月30日(日)「第1回屋根瓦塾 in Shizuoka 2020」(於: 聖隷浜松病院)
- ・2020年9月12日(土)「静岡県感染症医療関係者研修会」(於: 県医師会館)
- ・2020年9月13日(日)「日医かかりつけ医機能研修制度第1回応用研修会」  
(於: 県医師会館)
- ・2020年9月19日(土)「Welcome Seminar in Shizuoka 2020 (仮称)」(於: 県医師会館)
- ・2020年10月11日(日)「第23回静岡県の医療クランクを育てる会」(於: 県医師会館)
- ・2020年10月24日(土)「がん検診医師研修会」(於: 県医師会館)
- ・2020年11月1日(日)「日医かかりつけ医機能研修制度第2回応用研修会」  
(於: 県医師会館)
- ・2020年11月23日(月・祝)「日医かかりつけ医機能研修制度第3回応用研修会」  
(於: プラサヴェルデ)
- ・2020年12月12日(土)「学校保健研修会」(於: 県医師会館)
- ・2020年12月13日(日)「第24回静岡県の医療クランクを育てる会」(於: プラサヴェルデ)
- ・2020年12月20日(日)「日医かかりつけ医機能研修制度第4回応用研修会」  
(於: アクトシティ浜松)

※現在までに決定している年内までの予定のみ。

※プログラム等の詳細は下記事務局までお問い合わせください。

※今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、ウェブ開催や中止となる場合がございます。

(文責: 静岡県医師会副会長・勤務医委員会委員長 小林利彦)



\*お問い合わせ先: 静岡県医師会地域医療部事務局

電話: 054-207-8582 Email: drsupport@jim.shizuoka.med.or.jp